20歳になった皆様と世帯主の方へ
国民年金の加入と保険料のご案内

日本国内にお住まいの、20歳以上60歳未満の学生・農林漁業者・自営業者・無職の方等は、国民年金（第１号被保険者）に加入することが義務づけられています。

国民年金のメリット

老後を支える終身保障！
「老齢基礎年金」が受け取れる一生涯の保障です。

万が一の障害や遺族を保障！
老後だけではなく現役世代の保障も充実しています。

納めた保険料の全額が所得から控除！
家族の保険料を納めた場合、家族の分もまとめて申告できます。

基礎年金の半分は国（税金）が負担！
基礎年金の半分は国（税金）から支払われています。

同封物をご確認ください。

① 国民年金保険料納付案内書 …… 1通
② 国民年金保険料口座振替納付申出書 …… 1通
③ 納付書（前納・上期・下期・各月） ……最大 15通
（「領収（納付受託）済通知書」と記載された横3連の帳票）
④ 国民年金の加入と保険料のご案内（本リーフレット） …… 1通
⑤ 基礎年金番号通知書 …… 1通
（20歳前に基礎年金番号をお持ちの方には、同封していません。）
⑥ 国民年金保険料学生納付特例申請書 …… 1通
⑦ 国民年金保険料免除・納付猶予申請書 …… 1通
⑧ 返信用封筒 …… 1通

※年金手帳に代わり⑤を交付しています。
※②および⑤は別便にてお送りする場合があります。
※返信用封筒は、②、⑥または⑦の届出の際にご利用ください。

＜表面＞

基礎年金番号通知書

基礎年金番号　ＸＸＸＸ－ＸＸＸＸＸＸ
フリガナ　ＸＸＸＸ　ＸＸＸＸＸＸ
氏　　名　○○　○○
生 年 月 日　ＸＸ　ＸＸ年ＸＸ月ＸＸ日

ＸＸ　ＸＸ年ＸＸ月ＸＸ日交付　　厚生労働大臣

＜裏面＞

年金についての相談

年金についてわからないことがあるときは、年金事務所にご相談ください。なお、国民年金については、市区町村役場でも相談できます。

日本年金機構

基礎年金番号通知書は、大切に保管してください。

外国人のみなさま向けの国民年金のご案内

For more information about the national pension system, please visit the Japan Pension Service website.

国民年金　外国人　検索

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/gaikoku_nenkin.html

加入後に必要な手続きについて、以下のフロー図から、確認をお願いします。

① **学生**ですか？
※下記②、③を除く

はい → 今年度の保険料は、**17,510円**（月額）です。
※保険料は世帯主・配偶者の方もお支払いできます。
※加入月（２０歳の誕生日の前日が属する月）から保険料がかかります。
→ ●２～５ページ参照「保険料の納付方法」
➢お得な前納制度の説明もあります。

保険料の納付が難しい場合 → ●６ページ参照「学生納付特例申請」

いいえ ↓

② 会社員・公務員等で、厚生年金・共済年金に加入していますか？
はい → お近くの年金事務所へご連絡ください。
※国民年金保険料納付案内書に年金事務所の電話番号を記載しています。

いいえ ↓

③ 配偶者（厚生年金・共済年金に加入されている方）の扶養となっていますか？
はい → 配偶者の勤務先へご連絡ください。

いいえ ↓

今年度の保険料は、**17,510円**（月額）です。
※保険料は世帯主・配偶者の方もお支払いできます。
→ ●２～５ページ参照「保険料の納付方法」
➢お得な前納制度の説明もあります。

保険料の納付が難しい場合 → ●７ページ参照「保険料免除・納付猶予申請」

■20歳直前で海外出国されこの案内が届いた場合は、お近くの年金事務所へご連絡ください。
■諸外国との社会保障協定で定められた適用証明書をお持ちの場合、国民年金の適用が免除される可能性があります。
お近くの年金事務所へご相談ください。社会保障協定については日本年金機構のホームページをご覧ください。

日本年金機構
Japan Pension Service

保険料を未納のままにすると…

令和７年４月～令和８年３月分の国民年金保険料は、**17,510円（月額）**です。
保険料の納付期限は翌月末（例えば４月分は５月末まで）です。

■**障害年金・遺族年金を受け取ることができない場合があります。**
不測の事態が起こったときに、年間約83万円※が支給される障害年金や遺族年金が受け取れない場合があります。
※83万円は令和7年度の障害基礎年金2級および遺族基礎年金の金額です。

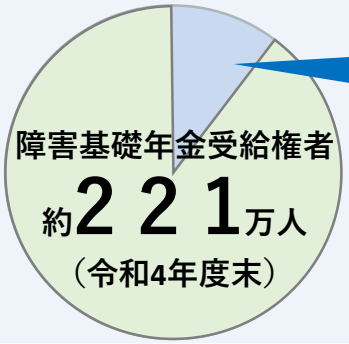

このうち20代の受給権者は
約25.3万人
年金は老後の保障だけではありません

国民年金保険料は納付方法が選べます

（１）納付書
＜３ページをご覧ください＞

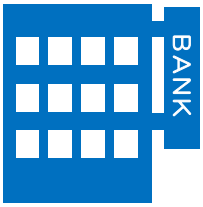

（２）口座振替
＜４ページをご覧ください＞

（３）クレジット
＜５ページをご覧ください＞

●市（区）役所および町村役場の窓口では納めることができません。
●年金事務所の窓口では、原則、保険料の領収は行っておりません。
●その他、納付に関する注意事項は、同封の「国民年金保険料納付案内書（納付書送付書）」および「納付書」の裏面をご覧ください。

保険料をまとめて前払い（前納）するとお得です！

付加年金で年金額を上乗せできます

定額の保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、将来受け取る老齢基礎年金に付加年金が加算されます。

付加年金額（年額）は「200円×付加保険料を納めた月数」で計算しますので、２年以上受け取ると、支払った付加保険料以上の年金が受け取れます。

付加年金は申出月からの開始となりますので、お早めにお申し出ください。

■国民年金保険料の納付を免除されている方、国民年金基金へ加入している方は付加保険料を納めることはできません。
■付加保険料も前納する期間によって割引を受けられます。
以下のいずれかの方法で「国民年金被保険者関係届書」をお申し込みください。後日納付書をお送りします。
■市（区）役所または町村役場、もしくは年金事務所へお申し込みください。
■マイナポータルを利用した電子申請
マイナポータルを利用した電子申請を行うことができます。
詳しくは日本年金機構ホームページをご参照ください。

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html

納付書による納付を希望される方

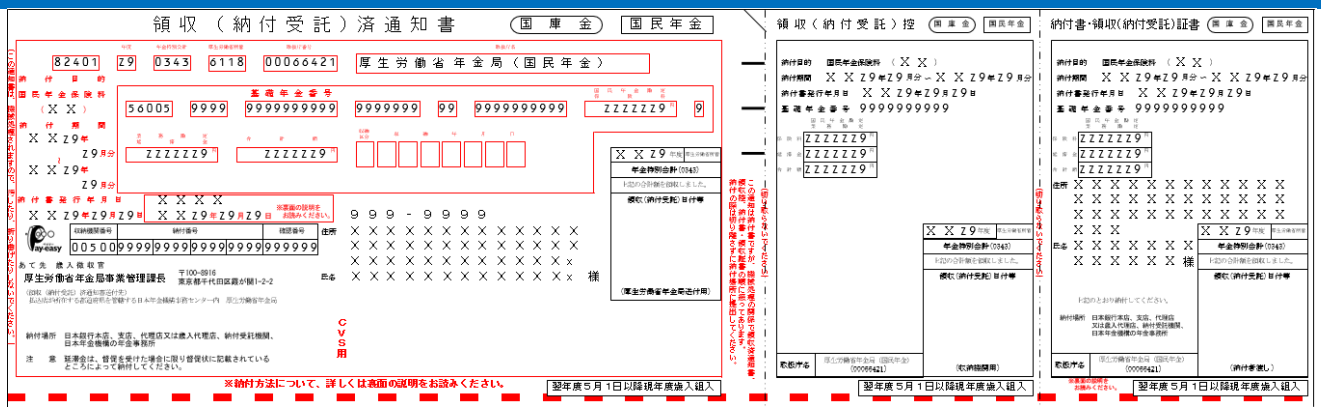

納付書は金融機関、郵便局、コンビニエンスストア等の窓口、電子納付（ペイジー、インターネットバンキング等）、またはスマートフォンアプリによる電子決済が利用できます。

①金融機関
全国の銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合

②コンビニエンスストア等
全国のコンビニエンスストア（詳しくは納付書裏面をご確認ください）

③電子納付（Pay-easy）
同封の納付書に記載されている「**収納機関番号**」、「**納付番号**」、「**確認番号**」をPay-easy対応のＡＴＭかインターネットバンキングの画面に入力するだけで納付できます。

④電子決済（スマートフォンアプリによる納付）
同封の納付書とスマートフォンがあれば、決済アプリを使用した電子（キャッシュレス）決済で納めることができます。対応決済アプリなどの詳細は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

①決済アプリを起動 ▶ ②納付書に記載されているバーコードを読み取る ▶ ③決済内容を確認

●お支払い保険料と前納割引額

【令和７年度額】

種類	1カ月		6カ月		1年		2年	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
現金	17,510円	－	104,210円	850円	206,390円	3,730円	409,490円	15,670円

■最大で翌々年３月分まで（２年分）前納できます。

納付書は同封されておりませんので、ご利用の際は、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

前納は申出月からの開始となりますので、前納を希望される場合は、お早目にお申し出ください。

※国民年金に加入した年度末まで納付いただき、翌年４月から２年前納をご利用いただくこともできます。

【注意事項】

●使用期限を経過すると、同封の前納用納付書で納められません。

●同封の前納用納付書以外にも前納できる期間がある場合には、前納用納付書を新たに発行します。
お近くの年金事務所へお問い合わせください。
<例>「7.5～8.3」前納用納付書の使用期限である令和7年6月2日を過ぎてしまったが、前納したい
⇒年金事務所にお問い合わせいただければ、令和7年6月分から令和8年3月分までの前納納付書を発行しますので、新たに発行された納付書を使用し使用期限（令和7年6月30日）までに納めてください。
この場合、5月分の保険料は、毎月納付用の納付書で納める必要がありますのでご留意願います。

●**加入月（２０歳の誕生日の前日が属する月）**から翌年３月までの各月納付書と加入月の翌月分から翌年３月までの前納用納付書が同封されている場合があります。加入月の翌月から前納用納付書により納付される場合、**加入月の納付も必要です。**

●電子納付や電子決済に使用した納付書は、誤って金融機関等の納付に使用しないようご注意ください。

口座振替による納付を希望される方

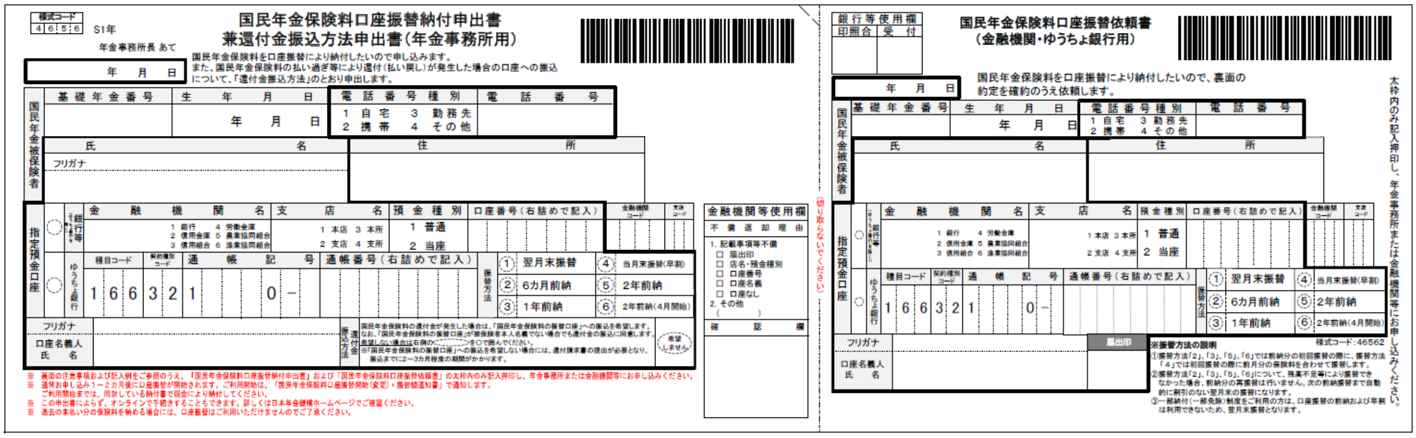

様式コード 4656 S1年

年金事務所長 あて

国民年金保険料口座振替納付申出書
兼還付金振込方法申出書(年金事務所用)

国民年金保険料を口座振替により納付したいので申し込みます。
また、国民年金保険料の払い過ぎ等により還付(払い戻し)が発生した場合の口座への振込について、「還付金振込方法」のとおり申出します。

年　月　日

国民年金被保険者：基礎年金番号／生年月日（年　月　日）／電話番号種別（1 自宅 3 勤務先 2 携帯 4 その他）／電話番号／氏名（フリガナ）／住所

指定預金口座：金融機関名（1 銀行 4 労働金庫 2 信用金庫 5 農業協同組合 3 信用組合 6 漁業協同組合）／支店名（1 本店 3 本所 2 支店 4 支所）／預金種別（1 普通 2 当座）／口座番号(右詰めで記入)／金融機関コード／支店コード

ゆうちょ銀行：種目コード／契約種別コード／通帳記号 1 6 6 3 2 1 0 －／通帳番号(右詰めで記入)

振替方法：① 翌月末振替 ② 6カ月前納 ③ 1年前納 ④ 当月末振替(早割) ⑤ 2年前納 ⑥ 2年前納(4月開始)

口座名義人氏名（フリガナ）

還付金振込方法：国民年金保険料の還付金が発生した場合は、「国民年金保険料の振替口座」への振込を希望します。なお、「国民年金保険料の振替口座」が被保険者本人名義でない場合でも還付金の振込に同意します。希望しない場合は右側の（希望しません）を〇で囲んでください。※「国民年金保険料の振替口座」への振込を希望しない場合には、還付請求書の提出が必要となり、振込までに2～3カ月程度の期間がかかります。

※ 裏面の注意事項および記入例をご参照のうえ、「国民年金保険料口座振替納付申出書」および「国民年金保険料口座振替依頼書」の太枠内のみ記入押印し、年金事務所または金融機関等にお申し込みください。
※ 通常お申し込み1～2カ月後に口座振替が開始されます。ご利用開始は、「国民年金保険料口座振替開始(変更)・振替額通知書」で通知します。ご利用開始までは、同封している納付書で現金により納付してください。
※ この申出書によらず、オンラインで手続きすることもできます。詳しくは日本年金機構ホームページでご確認ください。
※ 過去の未払い分の保険料を納める場合には、口座振替はご利用いただけませんのでご了承ください。

金融機関等使用欄：不備返却理由 1. 記載事項等不備 □ 届出印 □ 店名・預金種別 □ 口座番号 □ 口座名義 □ 口座なし 2. その他（　）／確認欄

(切り取らないでください)

銀行等使用欄：印照合／受付

国民年金保険料口座振替依頼書
(金融機関・ゆうちょ銀行用)

国民年金保険料を口座振替により納付したいので、裏面の約定を確約のうえ依頼します。

年　月　日

国民年金被保険者：基礎年金番号／生年月日（年　月　日）／電話番号種別（1 自宅 3 勤務先 2 携帯 4 その他）／電話番号／氏名／住所

指定預金口座：金融機関名／支店名／預金種別（1 普通 2 当座）／口座番号(右詰めで記入)／金融機関コード／支店コード／ゆうちょ銀行 1 6 6 3 2 1 0 －／通帳番号(右詰めで記入)

振替方法：① 翌月末振替 ② 6カ月前納 ③ 1年前納 ④ 当月末振替(早割) ⑤ 2年前納 ⑥ 2年前納(4月開始)

口座名義人氏名（フリガナ）／届出印

様式コード:46562

※振替方法の説明
①振替方法「2」、「3」、「5」、「6」では前納分の初回振替の際に、振替方法「4」では初回振替の際に前月分の保険料を合わせて振替します。
②振替方法「2」、「3」、「5」、「6」について、残高不足等により振替できなかった場合、前納分の再振替は行いません。次の前納振替まで自動的に割引のない翌月末の振替になります。
③一部納付(一部免除)制度をご利用の方は、口座振替の前納および早割は利用できないため、翌月末振替となります。

太枠内のみ記入押印し、年金事務所または金融機関等にお申し込みください。

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省け、納め忘れも防ぐことができます。
さらに、**「早割（当月末納付）」や「前納」で納めると、同じ期間を納付書で納める場合より割引されます。**

■手続き方法

1．申出書に必要事項を記入

口座振替を希望する場合は、同封の「国民年金保険料口座振替納付申出書兼還付金振込方法申出書」に必要事項を記入してください。

2．申出書を提出

・年金事務所または金融機関・郵便局への提出

お近くの年金事務所窓口または通帳をお持ちの金融機関・郵便局へご提出いただくか、同封の返信用封筒によりご提出ください。

・オンラインによる申請

マイナポータルとねんきんネットを連携することで、マイナポータルを経由した「ねんきんネット」上での口座振替申出の手続きができます。（一部の金融機関では対応できません。）
マイナポータルとねんきんネットの連携は20歳到達月の翌月中旬以降に手続き可能となるので、オンラインにて口座振替を希望される場合は、連携手続きを行った後に申し込みしてください。

●お支払い保険料と前納割引額

口座振替による前納の割引額が
一番大きくなります！

【令和７年度額】

種類	1カ月		6カ月		1年		2年	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
口座振替	17,510円※	–	103,870円	**1,190円**	205,720円	**4,400円**	408,150円	**17,010円**
引落日	毎月末日 （申出をいただいた翌月以降）		（上期）　4月末日 （下期）10月末日		4月末日			

※毎月の国民年金保険料を納付期限よりも１カ月早く口座振替すると、**保険料が６０円割引されます。**
※口座振替による前納を希望する場合、いつでもお申し込みができ、振替開始時から年度末（又は翌年度末）までの保険料をまとめて振替ができます。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。
※直近の４月から２年分の保険料の前納（開始）を希望される場合は、振替方法を「２年前納（４月開始）」に選択のうえ、申出書を２月末までに日本年金機構に提出（必着）してください。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

【注意事項】

●口座振替のスケジュールや引き落とし金額は、手続き完了後にお送りする「国民年金保険料口座振替開始（変更）・振替額通知書」および「国民年金保険料口座振替額通知書」でお知らせします。
●残高不足で口座からの振替ができなかった場合は「翌月末振替」になります。次回の前納振替日までの間、割引がありません。
●口座振替が開始されるまでは、同封の納付書で納めてください。口座振替が開始されるまで1～2カ月程度かかります。
●引落日が土・日・祝日の場合は、翌営業日に引き落としされます。
●イオン銀行およびGMOあおぞらネット銀行以外のインターネット専業銀行では口座振替のご利用はできません。
●国民年金保険料の払い過ぎ等により還付（払い戻し）が発生した場合、「国民年金保険料の振替口座」への振込を希望することができます。「国民年金保険料の振替口座」への振込を希望しない場合には、還付請求書の提出が必要となり、振込までに2～3カ月程度の期間がかかります。

クレジットカードによる納付を希望される方

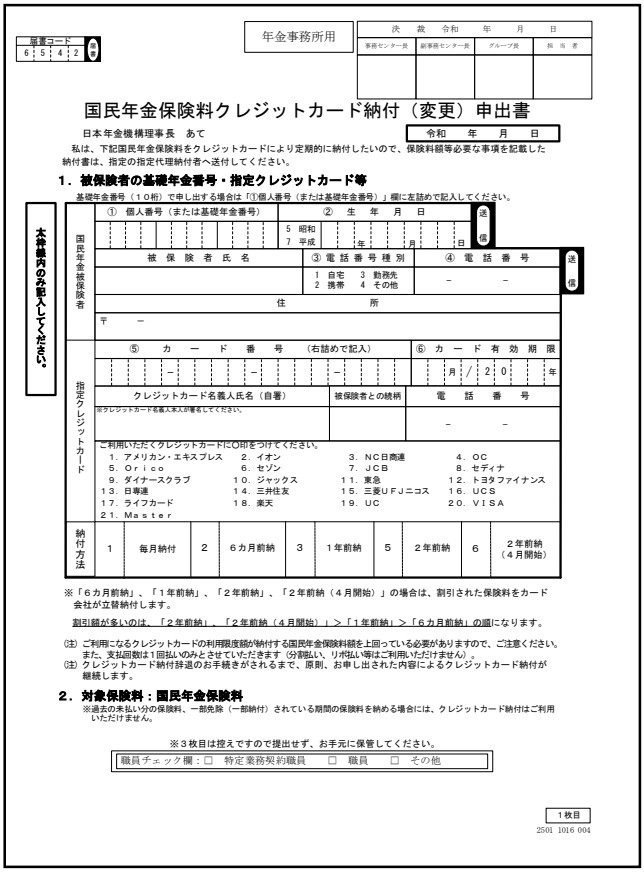

年金事務所用

決裁	令和　年　月　日		
事務センター長	副事務センター長	グループ長	担当者

国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書

日本年金機構理事長　あて　　令和　年　月　日

私は、下記国民年金保険料をクレジットカードにより定期的に納付したいので、保険料額等必要な事項を記載した納付書は、指定の指定代理納付者へ送付してください。

1．被保険者の基礎年金番号・指定クレジットカード等

基礎年金番号（１０桁）で申し出する場合は「①個人番号（または基礎年金番号）」欄に左詰めで記入してください。

太枠線内のみ記入してください。

国民年金被保険者

① 個人番号（または基礎年金番号）	② 生年月日	送付
	5 昭和 7 平成　年　月　日	

被保険者氏名	③ 電話番号種別	④ 電話番号	送付
	1 自宅 2 携帯 3 勤務先 4 その他	－ －	

住所

〒　－

指定クレジットカード

⑤ カード番号（右詰めで記入）	⑥ カード有効期限
－ － － －	月 / 20 年

クレジットカード名義人氏名（自署）	被保険者との続柄	電話番号
当クレジットカード名義人本人が署名してください。		－ －

ご利用いただくクレジットカードに○印をつけてください。

1．アメリカン・エキスプレス　2．イオン　3．NC日商連　4．OC
5．Ｏｒｉｃｏ　6．セゾン　7．ＪＣＢ　8．セディナ
9．ダイナースクラブ　10．ジャックス　11．東急　12．トヨタファイナンス
13．日専連　14．三井住友　15．三菱ＵＦＪニコス　16．ＵＣＳ
17．ライフカード　18．楽天　19．ＵＣ　20．ＶＩＳＡ
21．Ｍａｓｔｅｒ

納付方法	1	毎月納付	2	6カ月前納	3	1年前納	5	2年前納	6	2年前納（4月開始）

※「6カ月前納」、「1年前納」、「2年前納」、「2年前納（4月開始）」の場合は、割引された保険料をカード会社が立替納付します。

割引額が多いのは、「2年前納」、「2年前納（4月開始）」＞「1年前納」＞「6カ月前納」の順になります。

(注) ご利用になるクレジットカードの利用限度額が納付する国民年金保険料額を上回っている必要がありますので、ご注意ください。また、支払回数は1回払いのみとさせていただきます（分割払い、リボ払い等はご利用いただけません）。
(注) クレジットカード納付辞退のお手続きがされるまで、原則、お申し出された内容によるクレジットカード納付が継続します。

2．対象保険料：国民年金保険料

※過去の未払い分の保険料、一部免除（一部納付）されている期間の保険料を納める場合には、クレジットカード納付はご利用いただけません。

※３枚目は控えですので提出せず、お手元に保管してください。

職員チェック欄：□ 特定業務契約職員　□ 職員　□ その他

１枚目
2501 1016 004

クレジットカード納付を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省け、納め忘れも防ぐことができます。

また、クレジットカードから継続的にお支払いいただく方法で、**「前納」も可能です。**

■手続き方法

1．申出書に必要事項を記入

クレジットカード納付を希望する場合は、「国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書」に必要事項を記入してください。

※申出書は日本年金機構ホームページ（https://www.nenkin.go.jp)からダウンロードできます。

2．申請書を提出

お近くの年金事務所窓口へご提出いただくか、同封の返信用封筒によりご提出ください。

●お支払い保険料と前納割引額

【令和７年度額】

種類	1カ月		6カ月		1年		2年	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
クレジット	17,510円※	－	104,210円	**850円**	206,390円	**3,730円**	409,490円	**15,670円**
立替納付日	毎月末日（申出をいただいた翌月以降）		（上期）　4月末日 （下期）10月末日		4月末日			

※当月分の保険料（17,510円）が当月末に立替納付されます。
※クレジットカードによる前納を希望する場合、いつでもお申し込みができ、立替開始時から年度末（又は翌年度末）までの保険料をまとめて立替ができます。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。
※直近の４月から２年分の保険料の前納（開始）を希望される場合は、納付方法を「２年前納（４月開始）」に選択のうえ、申出書を２月末までに日本年金機構に提出（必着）してください。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

【注意事項】

- クレジットカード納付が開始されるまでは、同封の納付書で納めてください。クレジットカード納付は、開始まで2カ月程度かかります。
- クレジットカードの有効期限が到来した場合やクレジットカード番号が変更になった時は、改めて申出書の提出が必要となります。ただし、指定代理納付者が発行するクレジットカードを利用している場合は、有効期限が到来した場合でも改めてお手続きいただく必要はありません。
  ※指定代理納付者については日本年金機構ホームページで確認できます。
- クレジットカードの名義人が被保険者と異なる場合は、同意書が必要です。同意書は日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

学生の方で経済的に納付が困難な場合は

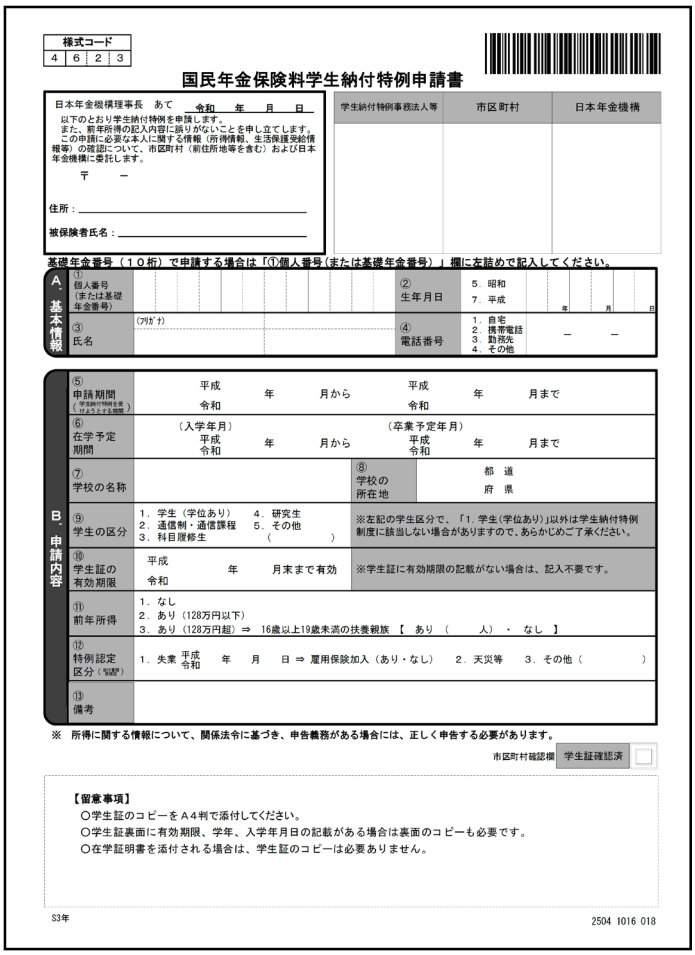

様式コード 4 6 2 3

国民年金保険料学生納付特例申請書

日本年金機構理事長　あて　令和　年　月　日

以下のとおり学生納付特例を申請します。
また、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てします。
この申請に必要な本人に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の確認について、市区町村（前住所地等を含む）および日本年金機構に委託します。

〒　－

住所：

被保険者氏名：

学生納付特例事務法人等	市区町村	日本年金機構

基礎年金番号（１０桁）で申請する場合は「①個人番号（または基礎年金番号）」欄に左詰めで記入してください。

A. 基本情報

① 個人番号（または基礎年金番号）		② 生年月日	5．昭和 7．平成　年　月　日
③ 氏名	（フリガナ）	④ 電話番号	1．自宅 2．携帯電話 3．勤務先 4．その他　－　－

B. 申請内容

⑤ 申請期間（学生納付特例を申請しようとする期間）	平成 令和　年　月から　平成 令和　年　月まで		
⑥ 在学予定期間	（入学年月）平成 令和　年　月から	（卒業予定年月）平成 令和　年　月まで	
⑦ 学校の名称		⑧ 学校の所在地	都 道 府 県
⑨ 学生の区分	1．学生（学位あり）　4．研究生 2．通信制・通信課程　5．その他 3．科目履修生　（　）	※左記の学生区分で、「1．学生(学位あり)」以外は学生納付特例制度に該当しない場合がありますので、あらかじめご了承ください。	
⑩ 学生証の有効期限	平成 令和　年　月末まで有効	※学生証に有効期限の記載がない場合は、記入不要です。	
⑪ 前年所得	1．なし 2．あり（128万円以下） 3．あり（128万円超）⇒　16歳以上19歳未満の扶養親族　【　あり　（　人）　・　なし　】		
⑫ 特例認定区分（ﾏﾙﾋﾟ）	1．失業 平成 令和　年　月　日 ⇒ 雇用保険加入（あり・なし）　2．天災等　3．その他（　）		
⑬ 備考			

※　所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。

市区町村確認欄　学生証確認済 □

【留意事項】
○学生証のコピーをＡ４判で添付してください。
○学生証裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面のコピーも必要です。
○在学証明書を添付される場合は、学生証のコピーは必要ありません。

S3年　2504 1016 018

いずれかの方法で「国民年金保険料学生納付特例申請書」をご提出ください。

■マイナポータルを利用した電子申請※1

① **マイナンバーカード**と**学生証**※2をご準備いただき、マイナポータルへログインしてください。

② マイナポータルのトップ画面で「年金」を選択し、遷移先の『年金』画面で『国民年金保険料の免除』で「学生納付特例」を選択してください。

③ 『国民年金に関する手続』画面で「保険料の免除・納付猶予、または学生納付特例」を選択してください。

④ 案内に沿って必要事項を入力して申請を行ってください。
申請の際は、**学生証**※2**の画像**または**在学証明書の画像**のアップロードが必要です。

■同封の「学生納付特例申請書」による申請

① 申請書に必要事項を記入してください。
紛失や書き損じの場合は、市（区）役所、町村役場の国民年金窓口や年金事務所、日本年金機構ホームページでも入手できます。

② **学生証**※2**の写し**を添付し申請書を提出してください。
住民票を登録している市（区）役所・町村役場の国民年金窓口、または年金事務所窓口へご提出いただくか、同封の返信用封筒によりご提出ください。

※１ 電子申請を利用する場合、マイナポータルとねんきんネットの連携が必要となります。
マイナポータルとねんきんネットの連携は、20歳到達月の翌月中旬以降に可能となるので、電子申請を希望される場合は、連携を行った後に申し込みしてください。

※２ 「学生納付特例申請書」を申請する際には、**在学期間がわかる学生証**（裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面も含む）または**在学証明書**が必要です。

■学生納付特例制度

学生の方で、本人の前年所得が一定額以下の場合に、**保険料の納付が猶予されます。**

※学生納付特例が承認された期間は、年金の受給資格期間として計算されますが、将来受け取る老齢基礎年金の年金額を計算する際の対象になりません。**10年以内であれば、**学生納付特例が承認された期間の保険料をさかのぼって納める（追納制度）ことで**将来受け取る年金額を増やすことができます。**
詳しくは、日本年金機構ホームページをご確認ください。

■学生納付特例の手続きをするメリット

学生納付特例が承認された期間は、老齢基礎年金を受け取るための期間に算入されます。
また、学生納付特例が承認された期間中に、ケガや病気で障害や死亡といった不測の事態が起こった場合に、障害年金や遺族年金を受け取ることができます。

※令和7年度の年金額（年額）
障害基礎年金1級・・・1,039,625円　障害基礎年金2級および遺族基礎年金・・・831,700円

■在学中の学校でもお手続きができる場合があります

在学中の学校等が学生納付特例の代行事務を行う法人として指定を受けている場合は、学校等で申請書の提出ができます。

※指定を受けている学校等は日本年金機構ホームページで確認できます。

●「学生納付特例」と「未納」の違い

	納付	学生納付特例	未納
老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に…	含まれる	含まれる	含まれない
老齢基礎年金の年金額に…	含まれる	含まれない	含まれない

学生以外の方にも免除制度があります

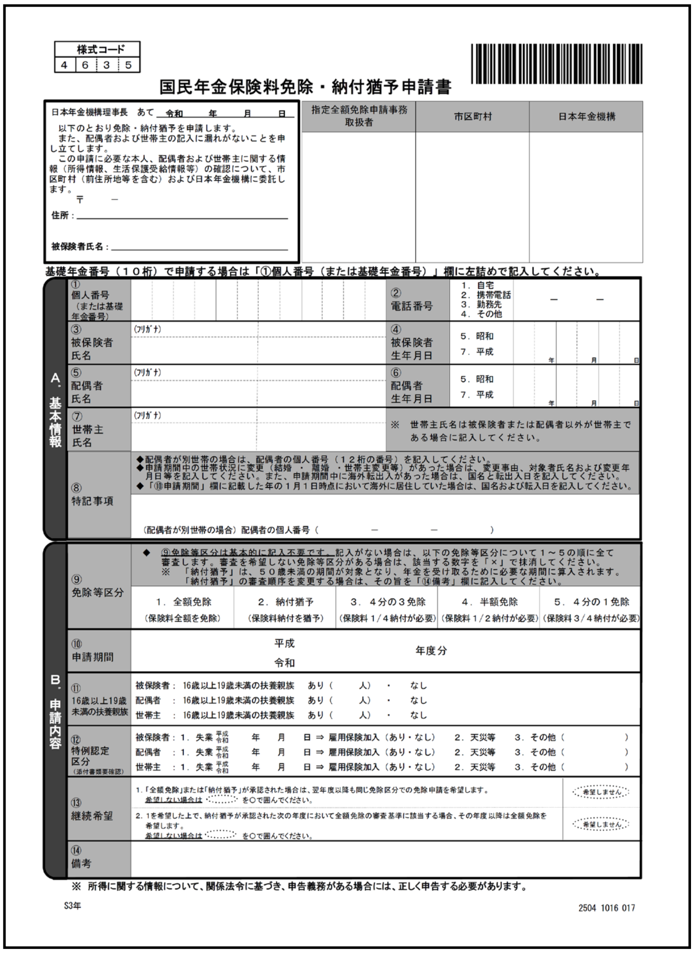

様式コード 4 6 3 5

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

日本年金機構理事長　あて　令和　年　月　日

以下のとおり免除・納付猶予を申請します。
また、配偶者および世帯主の記入に漏れがないことを申し立てします。
この申請に必要な本人、配偶者および世帯主に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の確認について、市区町村（前住所地等を含む）および日本年金機構に委託します。
〒　－
住所：
被保険者氏名：

指定全額免除申請事務取扱者	市区町村	日本年金機構

基礎年金番号（１０桁）で申請する場合は「①個人番号（または基礎年金番号）」欄に左詰めで記入してください。

A. 基本情報

① 個人番号（または基礎年金番号）		② 電話番号	1. 自宅 2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他　－　－
③ 被保険者氏名	(ﾌﾘｶﾞﾅ)	④ 被保険者生年月日	5. 昭和 7. 平成　年　月　日
⑤ 配偶者氏名	(ﾌﾘｶﾞﾅ)	⑥ 配偶者生年月日	5. 昭和 7. 平成　年　月　日
⑦ 世帯主氏名	(ﾌﾘｶﾞﾅ)	※ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合に記入してください。	
⑧ 特記事項	◆配偶者が別世帯の場合は、配偶者の個人番号（１２桁の番号）を記入してください。◆申請期間中の世帯状況に変更（結婚・離婚・世帯主変更等）があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更年月日等を記入してください。また、申請期間中に海外転出入があった場合は、国名と転出入日を記入してください。◆「⑩申請期間」欄に記載した年の１月１日時点において海外に居住していた場合は、国名および転入日を記入してください。（配偶者が別世帯の場合）配偶者の個人番号（　－　－　）		

B. 申請内容

⑨ 免除等区分	◆ ⑨免除等区分は基本的に記入不要です。記入がない場合は、以下の免除等区分について１～５の順に全て審査します。審査を希望しない免除等区分がある場合は、該当する数字を「×」で抹消してください。※「納付猶予」は、５０歳未満の期間が対象となり、年金を受け取るために必要な期間に算入されます。「納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を「⑭備考」欄に記入してください。				
	1. 全額免除（保険料全額を免除）	2. 納付猶予（保険料納付を猶予）	3. ４分の３免除（保険料１/４納付が必要）	4. 半額免除（保険料１/２納付が必要）	5. ４分の１免除（保険料３/４納付が必要）
⑩ 申請期間	平成 令和　年度分				
⑪ 16歳以上19歳未満の扶養親族	被保険者：16歳以上19歳未満の扶養親族　あり（　人）・なし 配偶者：16歳以上19歳未満の扶養親族　あり（　人）・なし 世帯主：16歳以上19歳未満の扶養親族　あり（　人）・なし				
⑫ 特例認定区分（添付書類要確認）	被保険者：1. 失業 平成 令和　年　月　日 ⇒ 雇用保険加入（あり・なし）　2. 天災等　3. その他（　） 配偶者：1. 失業 平成 令和　年　月　日 ⇒ 雇用保険加入（あり・なし）　2. 天災等　3. その他（　） 世帯主：1. 失業 平成 令和　年　月　日 ⇒ 雇用保険加入（あり・なし）　2. 天災等　3. その他（　）				
⑬ 継続希望	1.「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。希望しない場合は　をＯで囲んでください。　希望しません 2. 1を希望した上で、納付猶予が承認された次の年度において全額免除の審査基準に該当する場合、その年度以降は全額免除を希望します。希望しない場合は　をＯで囲んでください。　希望しません				
⑭ 備考					

※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。

S3年　2504 1016 017

いずれかの方法で「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」をご提出ください。※1

■マイナポータルを利用した電子申請※2

① マイナンバーカードをご準備いただき、マイナポータルへログインしてください。

② マイナポータルのトップ画面で「年金」を選択し、遷移先の『年金』画面で『国民年金保険料の免除』で「保険料の免除・納付猶予」を選択してください。

③ 『国民年金に関する手続』画面で「保険料の免除・納付猶予、または学生納付特例」を選択してください。

④ 案内に沿って必要事項を入力して申請を行ってください。

■同封の「免除・納付猶予申請書」による申請

① 申請書に必要事項を記入してください。
紛失や書き損じの場合は、市（区）役所、町村役場の国民年金窓口や年金事務所、日本年金機構ホームページでも入手できます。

② 申請書を提出してください。
住民票を登録している市（区）役所・町村役場の国民年金窓口、または年金事務所窓口へご提出いただくか、同封の返信用封筒によりご提出ください。

※1 学生納付特例に該当する方は、上記の免除・納付猶予の申請はできません。
※2 電子申請を利用する場合、マイナポータルとねんきんネットの連携が必要となります。
マイナポータルとねんきんネットの連携は20歳到達月の翌月中旬以降に可能となるので、電子申請を希望される場合は、連携を行った後に申し込みしてください。

■免除（全額免除・一部免除）制度

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料が全額免除または一部免除となります。
なお、一部免除は、**減額された保険料を納めないと未納期間となりますので、**必ず納めてください。

■納付猶予制度

50歳未満の方で、**本人、配偶者**それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、**保険料納付が猶予されます。**

※納付猶予が承認された期間は、年金の受給資格期間として計算されますが、将来受け取る老齢基礎年金の年金額を計算する際の対象になりません。**10年以内であれば、**保険料免除・納付猶予が承認された期間の保険料をさかのぼって納める（追納制度）ことで**将来受け取る年金額を増やすことができます。**
詳しくは、日本年金機構ホームページをご確認ください。

■免除・納付猶予の手続きをするメリット

保険料の全額免除が承認された期間は、老齢基礎年金を受け取る際に、全額納めた場合の2分の1の年金額を受け取れます。
また、免除・納付猶予が承認された期間中に、ケガや病気で障害や死亡といった不測の事態が起こった場合に、障害年金や遺族年金を受け取ることができます。
未納のままにしておくと、将来受け取る老齢基礎年金だけでなく、万が一の障害年金や遺族年金も受け取れない場合があります。

●「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と「未納」の違い

	納付	全額免除	一部免除	納付猶予	未納
老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に…	含まれる	含まれる	・減額された保険料を納めた場合→含まれる ・減額された保険料を納めない場合→含まれない	含まれる	含まれない
老齢基礎年金の年金額に…	含まれる	※含まれる	・減額された保険料を納めた場合→※含まれる ・減額された保険料を納めない場合→含まれない	含まれない	含まれない

※　保険料を全額納めた場合と比べて、受け取る年金額の割合は以下のとおりです。
●全額免除の場合…2分の1　●3/4免除の場合…8分の5　●半額免除の場合…4分の3　●1/4免除の場合…8分の7

年金制度に加入したら「ねんきんネット」に登録を！

■ねんきんネットは、**年金記録の確認、年金見込額の試算、通知書の閲覧、年金に関する各種手続き等が行えるサービス**です！

■「**マイナポータル**」**から簡単に利用登録**をすることができます。

※マイナポータルとねんきんネットの連携は20歳到達月の翌月中旬以降に手続き可能となります。

ねんきんネット　検索

https://www.nenkin.go.jp/n_net/

STEP 1　マイナポータルにログイン

マイナポータルアプリのTOPページ「**登録・ログイン**」を選択し、**数字4桁のパスワード**と**マイナンバーカード**を用いてログイン

STEP 2　マイナポータルからねんきんネットのご利用（連携）手続き

マイナポータルTOP画面の「**年金**」を選択。年金メニュー画面上の「**連携をはじめる**」を選択し、ねんきんネットの利用（マイナポータルとねんきんネットの連携）を申込。⇒ 手続き完了！

STEP 3　ねんきんネットの利用開始

ねんきんネットの各機能は、**左上**の「**メニュー**」から選択

※ マイナポータルから利用登録する場合の利用登録が可能な時間は、平日8時から23時までです。

※ 利用登録後は、24 時間いつでも「ねんきんネット」をご利用いただけます。

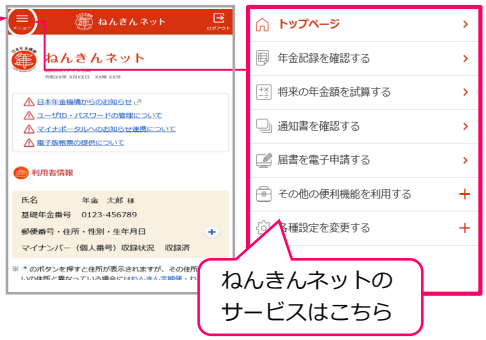

ぜひ、ねんきんネットの便利な機能をご利用ください！

◆　国民年金加入後の注意事項等

保険料の納付又は保険料免除等の手続きは忘れずに！

■**国民年金保険料を未納のままにすると・・・**

被保険者はもとより**連帯納付義務者である世帯主または配偶者**の財産が差し押さえられることがあります。また、納付期限の翌日から法の定める延滞金が課されることがあります。

■**国民年金保険料のご案内は民間事業者に委託しています**

日本年金機構では、国民年金保険料が未納の方に対して電話や文書による納付督励を民間事業者に委託しています（土・日・祝日や夜間にも行っています）。

委託事業の内容や、お住まいの地域を担当する委託事業者は、日本年金機構ホームページで確認できます。

※民間事業者の担当者が訪問することや現金をお預かりすることはありません。

産前産後期間は国民年金保険料の納付は不要です！

●届出により、出産予定日（または出産日）が属する月の前月から４カ月間は、保険料が免除になります。免除された期間も保険料を納付したものとして、将来受け取る老齢基礎年金の年金額に反映されます。

※ 出産には妊娠85日以上の死産、流産、早産を含み、多胎の場合は免除期間が長くなります。

●申請は、マイナポータルを利用した電子申請または、市（区）役所もしくは町村役場の国民年金窓口に届出してください。（保険料を納付されている場合は後日お返しします。）

「産前産後免除」に関する詳しい内容や届出については、日本年金機構ホームページをご覧ください。　国民年金　産前産後　検索

一般的な国民年金の加入・保険料に関するお問い合わせは『ねんきん加入者ダイヤル』へ！

お問い合わせの際は、基礎年金番号、照会番号または個人番号がわかるものをご用意ください

ナビダイヤル **0570-003-004**

全国一律の通話料金でご利用いただけます。通話料金定額プランの対象外です。
050から始まる電話からおかけになる場合　（東京）０３-６６３０-２５２５

【受付時間】
月～金曜日　８：３０～１９：００
第２土曜日※　９：３０～１６：００

※ 第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。

代理の方がおかけになる場合

●二親等以内の方は代理人として、通知の内容についてのみお問い合わせいただけます。
●お電話の際はご本人の基礎年金番号または照会番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要です。
●個人番号でのお問い合わせはご本人または法定代理人からの場合のみとなります。

お電話がつながりにくい場合は、恐れ入りますが納付案内書に記載の年金事務所へお電話いただきますようお願いいたします。

2504 1016 016